



第 3 章

計画の基本的な考え方



1 基本理念

「全てのこども・若者・子育て家庭の笑顔が 輝くまち・ふなばし」をめざして

本計画は、『「全てのこども・若者・子育て家庭の笑顔が輝くまち・ふなばし」をめざして』を基本理念とします。

地域全体でこども・若者や子育て家庭への理解を深めて支援し、保護者が喜びや生きがいを感じながら安全で安心して子育てができる環境を整えるとともに、全てのこども・若者が心豊かに育ち、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができるまちをめざします。

こども・若者は社会の一員であり、まちの未来の担い手です。その未来が輝くものであるためには、今を生きるこども・若者一人ひとりの権利が等しく尊重されながら、伸び伸びと育ち、毎日が笑顔にあふれ、将来の夢が育まれるものでなければなりません。

その実現のために、市民と行政が一体となって、こども・若者と子育て家庭を支援していきます。



2 基本方針

基本理念に沿った施策を推進するための基本方針を「こども・若者」「親・家庭」「地域・社会」の3つの視点から以下のとおり設定します。

基本理念

「全てのこども・若者・子育て家庭の笑顔が輝くまち・ふなばし」をめざして

基本方針

| | | |
|-------------------------|--|--|
| <p>基本方針1 こども・若者</p> | <p>次代を担うこども・若者一人ひとりが夢と希望を持って、心豊かに育つことのできるまちをめざします。</p> | <p>こども・若者が健やかで心豊かに成長していくには、一人ひとりのこども・若者の権利が等しく尊重され、将来にわたって幸福な生活を送ることのできる環境を整備することが必要です。 本市では、全てのこども・若者が瞳を輝かせながら成長することができる環境を整えます。</p> |
| <p>基本方針2 親・家庭</p> | <p>保護者一人ひとりが、喜びや生きがいを感じながら、子育てのできるまちをめざします。</p> | <p>保護者が子育てに不安や負担、孤立感を感じることなく、喜びや生きがいを感じながら安心して子育てを行うことができるよう、全ての子育て家庭に適切な支援を行うことが必要です。 本市では、行政や関係機関が連携して、妊娠・出産期から子育て期にわたって、切れ目なく子育て家庭を支援し、子育てを支える体制を整えます。</p> |
| <p>基本方針3 地域・社会</p> | <p>地域や社会を構成する一人ひとりが、こども・若者や子育て家庭への理解を深め、お互いに支え合えるまちをめざします。</p> | <p>こども・若者の健やかな成長を実現するには、子育て家庭だけではなく、地域、事業者、行政等、社会全体で、こども・若者の育ちや社会への参画、保護者の子育てを理解し、支え合うことが必要です。 本市では、子育て支援事業の充実を図るとともに、行政のほか地域、事業者等の支援によって、こどもを産み育てやすく、こども・若者が自分らしく生き生きと生活し、健やかに育つことのできる環境づくりを進めます。</p> |



3 基本施策

基本理念に沿った3つの「基本方針」から、12の「基本施策」および横断的施策として「子どもの貧困対策」を推進します。

| | | | |
|----|----------------------|--|--|
| 1 | 乳幼児期の教育・保育の充実 | 教育・保育施設や地域型保育事業によって、乳幼児期の教育・保育の提供体制を確保し、子どもが健やかに育まれる環境づくりを推進します。 | 子どもの貧困対策 |
| 2 | 子どもの健全な育成の充実 | 子どもが安全で安心して活動することのできる居場所づくりを推進します。子どもの学び・進路の支援及び体験機会の充実などにより、子どもの健全な育成を図ります。また、子ども自身が相談しやすい環境づくりを行っていきます。 | 全ての基本施策にかかる横断的な施策として実施。 |
| 3 | 特別な配慮を要する子どもへの支援の充実 | 発達が気になる子どもや障害のある子ども等、特別な配慮を要する子どもが身近な地域で安心して生活できるように、関連サービスの充実を図ります。 | |
| 4 | 母子保健の充実 | 出産や育児の不安を抱える家庭が、安心して子どもを産み育て、子どもを健やかに育てることができるよう、妊娠・出産期から子育て期に至るまで切れ目ない支援を行います。 | 全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、教育機会の均等が保障され、一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、子どもの貧困対策を総合的に推進します。 |
| 5 | 親子のふれあいの場づくり | 子育て中の親子が気軽に集え、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる拠点の充実を図るとともに、地域の子育ての支援を推進します。 | |
| 6 | 多様な子育て支援サービスの充実 | 保護者の子育ての負担を軽減するため、多様な子育て支援サービスや、子育ての相談体制、様々な媒体を通じた情報提供等の充実を図ります。 | |
| 7 | ひとり親家庭等の自立支援の推進 | 多くの課題を抱えているひとり親家庭等に対して、子育てや生活の支援、就業の支援、経済的支援等、自立に向けた支援の推進を図ります。 | |
| 8 | 経済的支援の実施 | 児童手当をはじめとした各種手当の支給や医療費の助成等、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、経済的支援を実施します。 | |
| 9 | 子育てを支援する地域社会づくり | 地域社会とのかかわりの中で、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、子どもが健やかに育まれることができるよう、地域における子育て支援活動を推進します。 | |
| 10 | 児童虐待防止対策の充実 | 妊産婦、子育て家庭、子どもへの寄り添い伴走型支援により、児童虐待の発生予防や再発防止に努めるとともに、虐待の早期発見・早期対応に努め、きめ細やかで切れ目のない一貫した支援を行うことにより、子どもたちの安全で安心な生活を守ります。 | |
| 11 | 仕事と家庭の両立支援の推進 | 仕事をしながら、家庭において子育てを両立するために、企業による取り組みの充実や職場における理解と協力を促進するための啓発や、各種法令・制度の周知等を行います。 | |
| 12 | 子ども・若者の社会参画のための環境づくり | 子ども・若者を権利の主体として尊重し、社会参画の機会を確保するため、意見を聴取する取り組みを推進します。また、子ども・若者が自分らしく生き生きと生活できるよう、一人ひとりの状況に応じた支援を行います。 | |



4 ライフステージに応じた切れ目のない支援

全ての子ども・若者の心豊かな育ちを支援するためには、ライフステージに応じた切れ目のない支援が必要です。本計画の各基本施策を推進することにより、切れ目のない支援を推進してまいります。

| ライフステージ | 妊娠期 | 乳幼児期（0～6歳） | 小学生（6～12歳） |
|-----------------------|-----------------------------------|---|-------------------|
| 基本方針1 子ども・若者 | | ◇教育・保育施設等の整備（P37） | ◇放課後児童健全育成事業（P43） |
| | | ◇児童ホーム事業（P43） | |
| | | ◇ヤングケアラー支援事業（P45） | |
| | | ◇発達相談（P49） | ◇ハッピーサタデー事業（P45） |
| | | ◇医療的ケア児等コーディネーターの配置（P50） | |
| | ◇一貫した支援に向けた相談体制や情報連携（P50） | | |
| | ◇妊婦健康診査（P53） | ◇産後ケア事業（P54） | |
| 基本方針2 親・家庭 | ◇地域子育て支援拠点事業（P58） | | |
| | | ◇一時預かり事業（P64） | |
| | ◇利用者支援事業（各種）（P65） | | |
| | | ◇母子・父子自立支援員による相談（P74） | |
| | | ◇養育費に係る法律相談（P77） | |
| | ◇子ども家庭センター設置による相談体制の強化及び環境改善（P65） | | |
| | | ◇ファミリー・サポート・センター事業の実施（P82） | |
| | ◇養育支援訪問事業（P89） | | |
| 基本方針3 地域・社会 | | ◇子ども食堂やプレーパークをはじめとする子どもの体験活動や、子育て世帯の支援につながる地域活動団体への協力・連携（P85） | |
| | | ◇保育所における小中高生のボランティア・職場体験生の受け入れ（P85） | |
| | | ◇里親養育包括支援（フォスタリング）事業（P90） | |
| | ◇子ども・若者の意見聴取に係る取り組み（P99） | | |
| ◇保健と福祉の総合相談窓口事業（P100） | | | |

※本計画の掲載事業のうち、代表的な事業を整理したものであり、全ての事業を網羅しているものではありません。



